

第 37 回

定時株主総会 招集ご通知



FLIGHT SOLUTIONS Inc.

株式会社フライトソリューションズ

証券コード：3753

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午後2時（受付開始 午後1時30分予定）

開催場所

東京都目黒区三田一丁目4番1号
（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下1階 桜

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目次

第37回定時株主総会招集ご通知……	1
事業報告……	5
連結計算書類……	14
計算書類……	16
監査報告……	18
株主総会参考書類……	26

<株主の皆さまへ>

- ・当日ご出席願えない場合は、3頁から4頁に記載の書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使の方法をご活用くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会終了後に、同会場にて事業説明会の開催を予定しております。
- ・当日会場でのお土産の配布はございません。

スマートフォンからQRコードを読み取ることで、
議決権を簡単にご行使いただけます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/3753/>



証券コード 3753

2024年6月11日

(電子提供措置開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目6番1号
株式会社フライトソリューションズ
代表取締役社長 片山 圭一朗

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下
さいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト

<https://www.flight.co.jp/ir/meeting/>



◎株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3753/teiji/>



なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会
参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2024年6月25日(火
曜日)午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分予定)
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウェスティンホテル東京 地下1階 桜
3. 目的事項
報告事項
1. 第37期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・事業報告 …会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類 …連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・計算書類 …株主資本等変動計算書、個別注記表

従いまして、当該書面に記載している、事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議案の詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

## 1. インターネットによるご行使

行使  
期限

2024年6月25日（火曜日）  
午後6時まで



### 議決権行使方法のご案内

スマートフォンからQRコードを読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

- 従来の議決権行使書用紙への記入・郵送が不要
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセス、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードの入力が不要

「スマート行使」による方法、議決権行使コード・パスワード入力による方法についての詳細は、次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

招集ご通知の主要なコンテンツが、スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/3753/>



## 2. 議決権行使書のご郵送

行使  
期限

2024年6月25日（火曜日）  
午後6時到着分まで

議案の賛否を議決権行使書にご記入のうえ、行使期限までに到着するようお早めにご投函ください。



◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

## 3. 株主総会ご出席

当日、議決権行使書用紙を持参のうえ、会場受付にご提出ください。

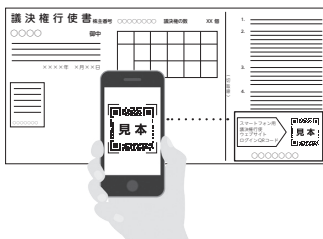


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

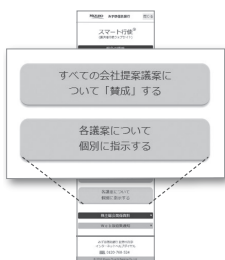
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

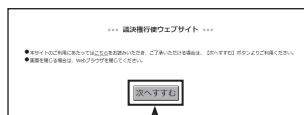
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

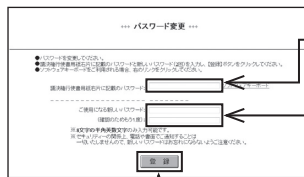
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

◎書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原材料価格の上昇や急激な円安等による影響が懸念される中、各種政策等による持ち直しが期待されておりますが、先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、既存顧客向けのシステム開発、電子決済ソリューション「Incredist」シリーズの開発及び販売、並びにAndroidスマホによるタッチ決済ソリューション「Tapion」の開発に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,208百万円（前期比6.6%増）、営業損失103百万円（前期は営業利益79百万円）、経常損失94百万円（前期は経常利益56百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失105百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益41百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当第3四半期連結会計期間より、持株会社体制解消に伴う組織変更により、従来「コンサルティング&ソリューション事業」「サービス事業」としていた報告セグメントの名称を「SIソリューション事業」「決済ソリューション事業」に変更しています。

この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計期間のセグメント情報についても変更後の名称で記載しています。

#### (a) SIソリューション事業

SIソリューション事業においては、事業会社の基幹システム開発及び既存顧客向けのシステム開発・保守等を行いました。引き合い状況は堅調であり、前期比で増収増益となりました。

以上の結果、売上高は1,217百万円(前期比20.6%増)、営業利益は196百万円(前期比20.3%増)となりました。

#### (b) 決済ソリューション事業

決済ソリューション事業においては、電子決済ソリューション「Incredist」シリーズや無人精算機向け決済ソリューションの開発及び販売、並びにマイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス「myVerifist」及びAndroidスマホによるタッチ決済ソリューション「Tapion」の開発に注力いたしました。当期は、粗利率が比較的低い商品の売上比率が高かったこと、並びに「Tapion」及び「Incredist Premium III」の立ち上げに係る経費が発生したこと等により、減益となりました。

以上の結果、売上高は1,861百万円（前期比1.1%減）、営業利益は5百万円（前期比97.7%減）となりました。

#### (c) ECソリューション事業

ECソリューション事業においては、B2B向けECサイト構築パッケージ「EC-Rider B2B」の開発及び販売に注力いたしました。前期に多額のプロジェクト損失を計上した反動により赤字幅が縮小しております。

以上の結果、売上高は129百万円（前期比9.5%増）、営業損失は15百万円（前期は営業損失41百万円）となりました。

## ② 設備投資の状況

### (1)重要な設備投資

タッチ決済ソリューション「Tapion」、電子決済ソリューション「Incredist PremiumⅢ」の開発のため、主に無形固定資産へ358百万円の投資を実施しました。

### (2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は、2024年3月に金銭消費貸借契約を締結し、200百万円の資金調達を行いました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社りそな銀行と総額200百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

## ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社フライトシステムコンサルティングと吸収合併を行い、同社が営んでおりましたコンサルティング&ソリューション事業、サービス事業及びECソリューション事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。これにより、持株会社体制を解消するとともに、当社は商号を株式会社フライトホールディングスから株式会社フライトソリューションズに変更しております。

## (2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 34 期<br>(2021年3月期) | 第 35 期<br>(2022年3月期) | 第 36 期<br>(2023年3月期) | 第 37 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年3月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 3,404                | 3,249                | 3,009                | 3,208                             |
| 経 常 損 益(百万円)                 | △275                 | 154                  | 56                   | △94                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 益(百万円) | △282                 | 114                  | 41                   | △105                              |
| 1 株当たり当期純損益 (円)              | △29.91               | 12.06                | 4.37                 | △11.18                            |
| 総 資 産(百万円)                   | 1,695                | 1,794                | 1,656                | 1,657                             |
| 純 資 産(百万円)                   | 428                  | 534                  | 569                  | 452                               |
| 1 株当たり純資産 (円)                | 45.33                | 56.50                | 60.22                | 47.85                             |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金   | 議決権比率 | 主要な事業内容     |
|------------------------|-------|-------|-------------|
| FLIGHT SYSTEM USA Inc. | 5万米ドル | 100%  | 決済ソリューション事業 |

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。  
2. 当社は、2023年10月1日を効力発生日として、株式会社フライトシステムコンサルティングを吸収合併いたしました。

### (4) 対処すべき課題

- ① プロジェクトに共通の技術ノウハウの共有  
高度化しているプロジェクトを成功に導くため、さらに中期的な技術優位性を確保するために、プロジェクトの横断的な技術・ノウハウ並びにナレッジの共有を進め、個人のノウハウから組織・会社のノウハウに変えてまいります。
- ② プロフェッショナルとしての人材確保・育成及び外部アライアンス強化  
プロジェクトの大規模化並びに高度化に伴い、従来にも増して質の高い人材確保及び育成が鍵となります。コア技術と独創的なソリューションを追求することで、優秀な人材を積極的に引き付ける磁場を創造していきたいと考えております。また、技術者の育成プランの推進等、スキルアップと適正な処遇・評価によるモチベーション向上のために諸施策を実行してまいります。  
さらにプロジェクトの局面に応じて適切な外部パートナー様がタイムリーに参画いただけるようにアライアンスの強化に取り組んでまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

持株会社体制解消に伴う組織変更により、従来「コンサルティング&ソリューション事業」「サービス事業」としていた報告セグメントの名称を「SIソリューション事業」「決済ソリューション事業」に変更いたしました。

- ① SIソリューション事業  
物流系や金融系を中心とした事業会社向けのシステムコンサルティング、システム開発・保守、並びにクラウドサービスを活用したシステム開発支援等を行っております。
- ② 決済ソリューション事業  
自社製品の電子決済ソリューション「Incredist」シリーズ、Androidスマホによるタッチ決済ソリューション「Tapion」及び無人自動精算機向けの決済ソリューション等の開発、販売を行っております。
- ③ ECソリューション事業  
B2B向けECサイト構築パッケージ「EC-Rider B2B」の開発及び販売、並びに本パッケージ導入に係るコンサルティングやシステム開発及び保守を行っております。



(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

|           |        |
|-----------|--------|
| 本 社       | 東京都渋谷区 |
| 仙 台 事 業 所 | 仙台市青葉区 |

② 子会社

|                        |            |
|------------------------|------------|
| FLIGHT SYSTEM USA Inc. | 米国カリフォルニア州 |
|------------------------|------------|

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

| 事 業 区 分     | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|---------|-------------|
| SIソリューション事業 | 60名     | 増減なし        |
| 決済ソリューション事業 | 35名     | 5名増         |
| ECソリューション事業 | 7名      | 2名増         |
| 全社(共通)      | 9名      | 1名増         |
| 合 計         | 111名    | 8名増         |

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 額  |
|-------------------|--------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 592百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 100百万円 |

(注) 上記金額には、社債(私募債)の未償還額を含んでおります。

## 2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,456,500株  
(自己株式 1,004株を含む)
- (3) 株主数 7,372名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                    | 持株数      | 持株比率  |
|------------------------|----------|-------|
| 株式会社SBI証券              | 270,397株 | 2.86% |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 149,164株 | 1.58% |
| 片山 圭一郎                 | 147,800株 | 1.56% |
| 松本 隆男                  | 147,000株 | 1.55% |
| 大澤 裕                   | 105,200株 | 1.11% |
| マネックス証券株式会社            | 103,403株 | 1.09% |
| 楽天証券株式会社               | 102,700株 | 1.09% |
| J Pモルガン証券株式会社          | 78,400株  | 0.83% |
| 河野 圭一                  | 75,000株  | 0.79% |
| 岩元 二三雄                 | 72,000株  | 0.76% |

- (注) 1. 持株比率は自己株式(1,004株)を控除して計算しております。  
2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                               |
|----------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 片山圭一郎 | プロダクト&フィナンシャルサービス事業部長<br>FLIGHT SYSTEM USA Inc. CEO                        |
| 代表取締役副社長 | 松本隆男  | 管理本部長                                                                      |
| 常務取締役    | 和田克明  | バリュークリエーション事業部長<br>セールス&マーケティング部長(兼)                                       |
| 取締役      | 宇田好文  | 北野建設株式会社 社外取締役                                                             |
| 取締役      | 小林隆   | 東海大学政治経済学部政治学科 教授                                                          |
| 常勤監査役    | 笠間龍雄  |                                                                            |
| 監査役      | 大橋宏之  |                                                                            |
| 監査役      | 伊東幸子  | 東京工業大学 学生支援センター副センター長<br>未来人材育成部門長 教授<br>株式会社サミットシステムサービス 社外取締役            |
| 監査役      | 重富貴子  | Shearman & Sterling LLP (現・Allen Overy Shearman<br>Sterling GkJ) アソシエイト弁護士 |

- (注) 1. 取締役宇田好文氏及び小林隆氏は社外取締役であります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役笠間龍雄氏、大橋宏之氏、伊東幸子氏及び重富貴子氏は社外監査役であります。なお当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務執行に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております(ただし故意による法令違反など当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます)。被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員となっており、保険料は当社が全額負担しております。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |         |        | 対象となる役<br>員の員数 |
|------------------|-----------------|------------------|---------|--------|----------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 61<br>(10)      | 61<br>(10)       | —       | —      | 5名<br>(2名)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 20<br>(20)      | 20<br>(20)       | —       | —      | 4名<br>(4名)     |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 82<br>(30)      | 82<br>(30)       | —       | —      | 9名<br>(6名)     |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第16回定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は5名です。

監査役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第16回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は3名です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

###### (a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬等の内容に係る決定方針については、2021年3月18日開催の取締役会において決議しております。

###### (b) 決定方針の内容の概要

- ・ 取締役の基本報酬は、固定報酬とし、各取締役の貢献度、会社の業績や経営内容、経済情勢、潜在的リスク等を総合的に考慮のうえ決定するものとし、代表取締役社長に一任しております。
- ・ 取締役の報酬は、基本報酬のみとし、年間基本報酬を12等分した月決めの固定金銭報酬としております。

###### (c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で報酬等を決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

##### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の個人別の報酬については、2023年6月28日開催の取締役会において、代表取締役社長 片山圭一郎に具体的な内容の決定を一任する旨の決議をしております。各取締役の貢献度、会社の業績や経営内容、経済情勢、潜在的リスク等を踏まえ、評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したことによるものです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位  | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                         |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 宇 田 好 文 | 北野建設株式会社 社外取締役                                                          |
| 社 外 取 締 役 | 小 林 隆   | 東海大学政治経済学部政治学科 教授                                                       |
| 社 外 監 査 役 | 伊 東 幸 子 | 東京工業大学 学生支援センター副センター長<br>未来人材育成部門長 教授<br>株式会社サミットシステムサービス 社外取締役         |
| 社 外 監 査 役 | 重 富 貴 子 | Shearman & Sterling LLP (現・Allen Overy Shearman Sterling GKJ) アソシエイト弁護士 |

(注) 各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>宇田 好文 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち、11回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。                                  |
| 取締役<br>小林 隆  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。教育機関において法学及び政治経済学について長年研究された知見を活かし、専門的立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。                    |
| 監査役<br>笠間 龍雄 | 当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会16回全てに出席いたしました。役員としての豊富な経験と知識を活かし、常勤社外監査役として客観的な見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。                 |
| 監査役<br>大橋 宏之 | 当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会16回全てに出席いたしました。役員としての豊富な経験と知識を活かし、客観的な見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。                           |
| 監査役<br>伊東 幸子 | 当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会16回全てに出席いたしました。教育機関において修学及び就労について長年研究してきた知見を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役<br>重富 貴子 | 2023年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また、監査役会11回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。                         |

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)         |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,147,785</b> | <b>流動負債</b>    | <b>645,566</b>   |
| 現金及び預金          | 550,443          | 買掛金            | 215,299          |
| 売掛金             | 301,133          | 短期借入金          | 93,504           |
| 契約資産            | 2,019            | 1年内償還予定の社債     | 148,000          |
| 商 品             | 174,383          | 未払金            | 93,098           |
| 原 材 料           | 48,653           | 契約負債           | 26,704           |
| 仕掛品             | 228              | 製品保証引当金        | 6,000            |
| 前渡金             | 12,967           | その他            | 62,960           |
| その他             | 58,955           | <b>固定負債</b>    | <b>559,419</b>   |
| 貸倒引当金           | △1,000           | 長期借入金          | 296,640          |
| <b>固定資産</b>     | <b>509,662</b>   | 社 債            | 244,000          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>68,586</b>    | 資産除去債務         | 16,579           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>369,539</b>   | その他            | 2,200            |
| ソフトウェア          | 237,996          | <b>負債合計</b>    | <b>1,204,986</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 131,542          | (純資産の部)        |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>71,536</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>478,075</b>   |
| 敷金及び保証金         | 67,156           | 資 本 金          | 1,205,123        |
| その他             | 4,380            | 資本剰余金          | 1,195,798        |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,657,448</b> | 利益剰余金          | △1,921,394       |
|                 |                  | 自己株式           | △1,452           |
|                 |                  | その他の包括利益累計額    | △25,612          |
|                 |                  | 為替換算調整勘定       | △25,612          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>452,462</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,657,448</b> |

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額       |
|--------------------|-----------|
| 売上高                | 3,208,744 |
| 売上原価               | 2,665,516 |
| 売上総利益              | 543,227   |
| 販売費及び一般管理費         | 646,932   |
| 営業損失(△)            | △103,705  |
| 営業外収益              |           |
| 受取利息               | 7         |
| 助成金収入              | 7,369     |
| 為替差益               | 11,825    |
| その他                | 212       |
|                    | 19,414    |
| 営業外費用              |           |
| 支払利息               | 3,791     |
| 支払手数料              | 6,069     |
| その他                | 274       |
|                    | 10,135    |
| 経常損失(△)            | △94,427   |
| 税金等調整前当期純損失(△)     | △94,427   |
| 法人税、住民税及び事業税       | 11,328    |
|                    | 11,328    |
| 当期純損失(△)           | △105,756  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △105,756  |



# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                   | 金 額        |
|-------------------|-----------|-----------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )           |            |
| 流 動 資 産           | 1,144,122 | 流 動 負 債               | 660,429    |
| 現 金 及 び 預 金       | 546,780   | 買 掛 金                 | 230,440    |
| 売 掛 金             | 301,133   | 1年内返済長期借入金            | 93,504     |
| 契 約 資 産           | 2,019     | 1年内償還予定の社債            | 148,000    |
| 商 品               | 174,383   | 未 払 金                 | 93,098     |
| 原 材 料             | 48,653    | 未 払 費 用               | 33,304     |
| 仕 掛 品             | 228       | 契 約 負 債               | 26,704     |
| 前 払 費 用           | 27,864    | 未 払 法 人 税 等           | 12,280     |
| 前 渡 金             | 12,967    | 未 払 消 費 税 等           | 10,715     |
| そ の 他             | 31,091    | 預 り 金                 | 6,321      |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,000    | 製 品 保 証 引 当 金         | 6,000      |
| 固 定 資 産           | 509,706   | そ の 他                 | 60         |
| 有 形 固 定 資 産       | 68,586    | 固 定 負 債               | 564,119    |
| 無 形 固 定 資 産       | 369,539   | 長 期 借 入 金             | 296,640    |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 237,996   | 社 債                   | 244,000    |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 131,542   | 資 産 除 去 債 務           | 16,579     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 71,580    | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 | 4,700      |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 112,043   | 繰 延 税 金 負 債           | 2,200      |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 67,156    | 負 債 合 計               | 1,224,548  |
| そ の 他             | 4,380     | ( 純 資 産 の 部 )         |            |
| 貸 倒 引 当 金         | △112,000  | 株 主 資 本               | 429,279    |
| 資 産 合 計           | 1,653,828 | 資 本 金                 | 1,205,123  |
|                   |           | 資 本 剰 余 金             | 1,195,798  |
|                   |           | 資 本 準 備 金             | 1,195,798  |
|                   |           | 利 益 剰 余 金             | △1,970,189 |
|                   |           | 利 益 準 備 金             | 7,132      |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金       | △1,977,321 |
|                   |           | 別 途 積 立 金             | 69,367     |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金         | △2,046,689 |
|                   |           | 自 己 株 式               | △1,452     |
|                   |           | 純 資 産 合 計             | 429,279    |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計         | 1,653,828  |

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金      | 額         |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                       |        | 1,693,562 |
| 売 上 原 価                     |        | 1,416,147 |
| 売 上 総 利 益                   |        | 277,415   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 428,120   |
| 営 業 損 失 ( △ )               |        | △150,705  |
| 営 業 外 収 益                   |        |           |
| 受 取 利 息                     | 5,863  |           |
| 助 成 金 収 入                   | 4,085  |           |
| 為 替 差 益                     | 13,123 | 23,071    |
| 営 業 外 費 用                   |        |           |
| 支 払 利 息                     | 3,279  |           |
| 支 払 手 数 料                   | 5,573  |           |
| そ の 他                       | 4      | 8,857     |
| 経 常 損 失 ( △ )               |        | △136,491  |
| 特 別 利 益                     |        |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益           |        | 73,466    |
| 特 別 損 失                     |        |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     | 13,200 |           |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 3,000  | 16,200    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )       |        | △79,225   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 1,291  | 1,291     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )             |        | △80,517   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社フライトソリューションズ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上卓哉 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石川資樹 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フライトソリューションズ（旧会社名 株式会社フライトホールディングス）の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトソリューションズ（旧会社名 株式会社フライトホールディングス）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類

に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社フライトソリューションズ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上卓哉 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石川資樹 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フライトソリューションズ（旧会社名 株式会社フライトホールディングス）の2023年4月1日から2024年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当



監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し

た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社フライトソリューションズ 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 笠間龍雄 | Ⓔ |
| 監査役   | 大橋宏之 | Ⓔ |
| 監査役   | 伊東幸子 | Ⓔ |
| 監査役   | 重富貴子 | Ⓔ |

(注) 常勤監査役笠間龍雄、監査役大橋宏之、伊東幸子及び重富貴子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社はコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する内容の新設並びに監査役及び監査役会に関する内容の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役会の柔軟な運営を確保すること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的に、取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第24条を変更し、他の取締役が招集権者及び議長になることを可能にするものであります。

(3) 取締役がその役割を十分に発揮できる環境を整備し、有用な人材を確保することを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第31条の一部を変更するものでございます。

なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                         | 変 更 案                                                           |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 第19条 第4章 取締役および取締役会<br>(条文省略)   | 第19条 第4章 取締役および取締役会<br>(現行どおり)                                  |
| (員数)                            | (員数)                                                            |
| 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。<br>(新 設) | 第20条 (現行どおり)<br><u>2</u> 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、 <u>5名以内とする。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                    | <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                             | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                 | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 前項に定める取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                      |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                 |
| <p>第26条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                              | <p>第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>           |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、<u>法務省令</u>で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>               | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、<u>法令</u>で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                     | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>                       |
| <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                              | <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役及び監査役会)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(員数)</p> <p><u>第33条</u> <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第34条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会)</p> <p><u>第33条</u> 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>(任期)</u></p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                     | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>                                                                                               | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第37条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会決議の開始の時までとする。</p>                                                        | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第38条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                             | <p>(削 除)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第40条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>                                                                                                         | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第41条 <u>監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                                      | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第42条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                             | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第43条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                  |
| (新 設)   | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| (新 設)   | <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                                                   |
| (新 設)   | <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第37条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>            |
| (新 設)   | <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第38条 監査等委員会に関する事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第48条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第49条～第52条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                         | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第37回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 第37回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

かた やま けいいちろう

片 山 圭一郎

再任

生年月日

1962年3月10日生 満62歳

取締役会出席回数

14回/14回（100%）

所有する当会社の株式の数

147,800株

### 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年4月 株式会社イーゼル入社
- 1988年4月 株式会社フライト（現当社）設立  
同社代表取締役社長
- 2002年10月 当社代表取締役社長（現任）
- 2023年10月 当社プロダクト&フィナンシャルサービス事業部長（現任）

### 重要な兼職の状況

FLIGHT SYSTEM USA Inc. CEO

#### 〔取締役候補者とした理由〕

1988年に当社を設立以来、当社および当社グループの代表取締役として長年に亘りグループ全体の指揮を執り、優れた先見性と高い技術力で会社の成長を牽引してまいりました。

また、当社事業の大きな柱でもある決済ソリューションの開発及びそれらに関する豊富な経験と見識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしており、当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

まつ もと たか お  
**松 本 隆 男**

再任

生年月日

1956年9月4日生 満67歳

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

所有する当会社の株式の数

147,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 コンピューターサービス株式会社入社  
(現・SCSK株式会社)  
1989年7月 CSK東北システム株式会社設立  
同社代表取締役専務  
2002年10月 当社取締役副社長  
2005年3月 当社取締役管理部担当  
2011年6月 当社代表取締役副社長（現任）  
2023年10月 当社管理本部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

該当なし

#### 【取締役候補者とした理由】

長年当社及び当社グループの財務、法務部門の責任者として経営管理全般に精通するとともに、代表取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督において極めて重要な役割を果たしており、当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

わ だ かつ あき  
**和 田 克 明**

再任

生年月日

1965年7月6日生 満58歳

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

所有する当会社の株式の数

10,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 株式会社コナム入社  
1990年8月 CSK東北システム株式会社入社  
2007年4月 当社SI事業部事業部長  
2008年5月 当社執行役員SI事業部事業部長  
2011年6月 当社取締役  
2023年10月 当社常務取締役バリュークリエーション事業部長  
兼セールス&マーケティング部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

該当なし

#### 【取締役候補者とした理由】

入社以来、長年システム開発事業を統括し、現場における豊富な経験と実績を有しております。その幅広い見識と強いリーダーシップは当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

いとうさちこ  
伊東幸子

新任

社外

独立

生年月日

1964年1月19日生 満60歳

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

監査役会出席回数

16回／16回（100%）

所有する当会社の株式の数

一株

#### 略歴、当社における地位及び担当

- 1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
- 2000年9月 武蔵野女子大学（現：武蔵野大学）非常勤講師
- 2005年2月 有限会社キャリア開発研究所設立 代表
- 2006年12月 東京工業大学学生支援センター 特任教授
- 2020年6月 当社社外監査役（現任）  
東京工業大学学生支援センター 副センター長（現任）
- 2021年4月 同 未来人材育成部門長 教授（現任）  
株式会社サミットシステムサービス 社外取締役（現任）
- 2022年5月

#### 重要な兼職の状況

東京工業大学 学生支援センター副センター長  
未来人材育成部門長 教授  
株式会社サミットシステムサービス 社外取締役

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

伊東幸子氏は、過去に自ら起業又は社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、修学及び就労について長年研究してきた知見と経験を有し、幅広い視野からの有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者  
番号

2

こ ばやし  
小 林

たかし  
隆

新任

社外

独立

生年月日

1962年2月7日生 満62歳

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

所有する当会社の株式の数

一株

## 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年4月 神奈川県大和市職員
- 1996年4月 慶應義塾大学SFC 研究所 上席所員
- 2004年4月 東海大学政治経済学部政治学科 講師
- 2007年4月 同 政治経済学部政治学科 准教授
- 2011年4月 英国国立カーディフ大学 客員研究員
- 2013年4月 東海大学政治経済学部政治学科 教授（現任）
- 2018年4月 同 運営本部副本部長
- 2020年4月 東海大学大学院 法学研究科長
- 2021年6月 当社社外取締役（現任）

## 重要な兼職の状況

東海大学政治経済学部政治学科 教授

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

小林隆氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年教育機関において研究された法学と政治経済学に精通しており、総務省の地域情報化アドバイザーを務めるなど、自治体のICT推進において数多くの委員やアドバイザーとして活躍してきました。このような豊富な経験と優れた見識をもとに、当社の事業推進や経営全般に助言、提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

また、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者  
番号

3

しげ とみ たか こ  
**重 富 貴 子**

新任

社外

独立

生年月日

1988年10月29日生 満35歳

取締役会出席回数

10回／10回（100%）

監査役会出席回数

11回／11回（100%）

所有する当会社の株式の数

一株

### 略歴、当社における地位及び担当

- 2011年4月 ヤフー株式会社入社
- 2017年10月 ワシントン州弁護士資格取得
- 2018年7月 カリフォルニア州弁護士資格取得
- 2018年9月 Fehmel & Associates 入所 アソシエイト弁護士  
Shearman & Sterling LLP（現・Allen Overy Shearman Sterling GKJ）入所  
アソシエイト弁護士（現任）
- 2023年6月 当社社外監査役（現任）

### 重要な兼職の状況

Allen Overy Shearman Sterling GKJ アソシエイト弁護士

#### 〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

重富貴子氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、当該知見を活かし、当社の経営全般及び取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。



はぎ わら よし はる  
**萩原義春**

新任

社外

独立

生年月日

1969年2月4日生 満55歳

所有する当会社の株式の数

一株

### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1994年5月  | 司法書士登録<br>ベックワンパートナーズ総合事務所・司法書士萩原義春事務所（現・司法書士事務所アレックス・カウンセル・アンド・サービス）開設 代表パートナー（現任） |
| 1997年4月  | 株式会社ティー・ワイ・オー（現・株式会社FIELD MANAGEMENT EXPAND）監査役                                     |
| 2008年10月 | 同社常勤監査役                                                                             |
| 2013年11月 | 株式会社アレックス・リアル・エステート代表取締役（現任）                                                        |
| 2015年2月  | AOI TYO Holdings株式会社（現・KANAMEL株式会社）取締役 監査等委員                                        |
| 2017年1月  | 有限会社ハギジム 取締役（現任）                                                                    |

### 重要な兼職の状況

司法書士事務所アレックス・カウンセル・アンド・サービス 代表パートナー

株式会社アレックス・リアル・エステート 代表取締役

有限会社ハギジム 取締役

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

萩原義春氏は、司法書士の資格を有し、司法書士事務所開設以降、長年企業における上場準備、組織再編、M&A等の企業法務に関する業務を専門としており、豊富な経験と高い専門性を有しております。当該知見を活かし、当社のコーポレートガバナンス強化及び経営全般に助言、提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊東幸子氏、小林隆氏、重富貴子氏及び萩原義春氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、伊東幸子氏、小林隆氏及び重富貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所へ届け出ております。各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、萩原義春氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、伊東幸子氏、小林隆氏及び重富貴子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、あらためて同内容の契約を締結する予定であります。また、萩原義春氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2003年6月25日開催の第16回定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第37期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「4. (4)③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

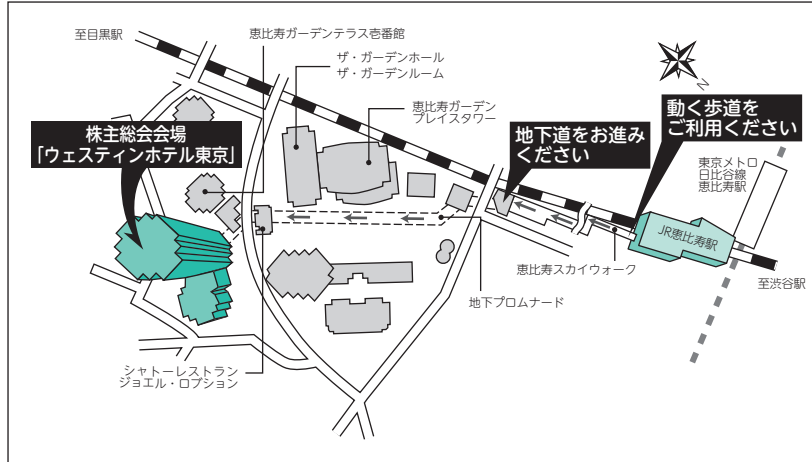
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

## 第37回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目4番1号  
(恵比寿ガーデンプレイス内)  
ウェスティンホテル東京 地下1階 桜  
電話 03-5423-7000 (代表)



(交通のご案内)

- J R 「恵比寿駅」 下車  
東口より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道) 経由で徒歩約7分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」 下車  
1番出口(J R 方面)より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道)  
経由で徒歩約10分

◎雨天の場合は、屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」 終点から上記ご案内図中の点線で示した地下道を経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がありますので、なるべくご遠慮願います。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取ってください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。